



(公財) 国際宗教研究所 宗教情報リサーチセンター

「ラーグ便り」 小特集

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは[こちら](#)をご覧下さい。

*印刷してご利用の際は2頁目以降を印刷して下さい。

小特集

「君が代起立斉唱」「懲戒処分」と教育現場

はじめに

東京都の公立学校の教職員が卒業式などで「君が代」斉唱時に起立斉唱しなかったために東京都教育委員会から懲戒処分を受けた問題で、1月と2月に最高裁判決が下された。一方、大阪市では「君が代起立条例」が2月に成立するなど、「君が代起立斉唱」に対する教育現場と行政の対応に関心が集まった。「君が代起立斉唱」をめぐって一般紙上で注目された争点は、「君が代起立斉唱」は憲法で保障される「思想・良心の自由」により判断は個人に任せられるのか、それとも地方公務員法に基づく「公務員の義務」であるのか、義務であった場合それを遵守しなかった際にどのような処分が妥当であるか、であった。この問題は、本号専門紙記事項目でも取り上げているように（6 頁と 11 頁）、君が代に対する宗教観や歴史観の相違から「信教の自由」が争点となることもある。つまり、日本人の宗教意識が表出する問題として捉えることができる。以下では、東京と大阪の2都市で起こった「君が代起立斉唱」をめぐる動向について、①司法、②立法・行政、③教育現場の3点に分けて、事実関係を整理してみたい。

1. 最高裁判決 一君が代起立斉唱命令と戒告は合憲

まず、近年の公立学校をめぐる君が代起立斉唱命令をめぐる動向について概観する。1989年、国は学習指導要領を改定し、卒業式などの学校式典における日の丸掲揚・君が代斉唱を「するのが望ましい」から「するように指導するものとする」とした。1999年には日の丸を国旗・君が代を国歌と定めた「国旗国歌法」が成立し、学校現場での指導徹底の動きが強まっていった。2003年には都教委が、都内公立学校に日の丸掲揚・君が代斉唱を義務づける、いわゆる「10・23 通達」を出す。この通達により、従わなかつた教員は服務上の責任が問われる旨も定められ、懲戒処分は1回で戒告、2、3回目で減給、4回目で停職という例が続いた。この流れに対して、教職員らが「思想・良心の自由」を理由に不起立に対する処分取り消し

や起立の義務がないことの確認を求めて提訴するケースが続出した（東京・東京 1/17）。訴えに対して 2011 年 5 月、最高裁が君が代起立斉唱命令について「個人の思想・良心を間接的に制約する面があるが、命令が必要かつ合理的ならばそこから生じる制約も許されるべき」と合憲判断を下した [→ラーク便り 52 号 27 ~ 28 頁参照]。そして、同種の最高裁判決は 2011 年だけで数件続いたが、どれも君が代起立斉唱命令は合憲と判断されたのである。

今期はさらに 2 件の最高裁判決があった。2012 年 1 月 16 日、卒業式などの式典で、君が代斉唱時に起立斉唱しなかった東京都の公立学校の教職員計 171 人に対する懲戒処分の取り消しを求めた 3 件の訴訟の上告審判決があった。原告となった教職員には「君が代は戦前の軍国主義の象徴である」といった歴史認識がある人や、「10・23 通達」で卒業証書をもらう際に国旗が掲揚されてある壇上に上がらざるを得なくなり、障害を持つ児童が自力で卒業証書をもらえなくなってしまったことへの抗議として不起立を決めた人もいた。

この訴えに対して、最高裁第一小法廷は「戒告は裁量権の範囲内、減給・停職は具体的な事情等を慎重に考慮する必要がある」との判決を下した。この結果、168 人の戒告は取り消さず、1 人の減給は取り消し、2 人の停職については 1 人が取り消し、1 人が取り消さなかった。停職処分が認められた 1 人については、過去の卒業式で国旗掲揚を妨害し、校長の対応を批判する文書を生徒に配ったなどの具体的な事情から「停職は妥当」と判断された。

この一連の裁判では、1 審では全ての処分が認められ、2 審では戒告と減給が取り消され、2 人の停職が認められたという経緯を持つ。最高裁判決の要点は「①教員が職務命令に違反したとき、学校の規律や秩序を保つために重すぎない範囲で懲戒処分をしてよい。②ただし減給や停職は過去の処分歴と、処分が相当と言える具体的な事情を考慮して慎重な判断が必要」の 2 点である。つまり、裁量権は「戒告」までが妥当という判断であった。さらに補足意見として裁判官の 1 人は、回数で判断する機械的な加重処分を問題視した。判決に対して原告側は、戒告が取り消されなかつことに憤りを示す一方で「やり過ぎに歯止めをかけた」と評価した（朝日・東京 1/17、読売・東京 1/17、毎日・東京 1/17、東京・東京 1/17 ほか）。

続いて 2 月 9 日には、東京都の教職員 375 人らが、「10・23 通達」は違憲であり、従う義務がないことの確認などを求めた訴訟の上告審判決があった。最高裁第一小法廷は「通達に基づく校長の職務命令は違憲ではなく、従う義務がある」と教職員側の上告を棄却し、1 月の最高裁判決と同様に、君が代起立斉唱命令を合憲とした（読売・東京 2/10、東京・東京 2/10）。この裁判は、1 審（2006 年 9 月）では違憲とされていたが、2 審（2011 年 1 月）では合憲と判断されていた [→ラーク便り 50 号 27 頁参照]。

2. 最高裁判決後の反応・動向

（1）東京

1 月の最高裁判決直後に戻ろう。最高裁判決により戒告の一部が認められ、一部が認められなかつた都教委の担当者は「処分はこれまで通り不起立の回数や状況を考慮して判断していく」とこれまでの方針に変更はないとした。「10・23 通達」以降、懲戒処分を受けた教職員は延べ 431 人（戒告 347 人、減給 75 人、停職 15 人）。2003 年度は 193 人の処分者を出したが、2009 年度以降は一桁台が続く。しかし判決を受け、「処分が重くなければ不起立を通そうとす

る人が出てくるのでは」と不安を隠さない都立高校長もいた（読売・東京 1/17、毎日・東京 1/17）。

1 月 24 日、都教委は臨時会を開き、「職務命令は合憲と認められた」とし、入学式や卒業式などの学校の式典で、国旗掲揚と国歌斉唱を適切に実施するとの方針を確認した。そして、各市町村の教育委員会と全都立学校にその旨を通知した（毎日・東京・夕 1/24、東京・東京・夕 1/24）。

（2）大阪

一方、大阪の動きはどうだったのか。「大阪維新の会」（以下、維新の会）は、府内公立学校の教職員に君が代起立斉唱を全国で初めて義務づけることを目的に 2011 年 6 月に成立了「君が代起立条例」に加えて、処分規定なども盛り込んだ「教育基本条例案」を府議会に提出し、2 月議会での可決・成立を目指していた。同条例案では、不起立など同一の職務命令違反を 3 回繰り返し場合分限免職の対象とするなどと明記し、公務員の命令違反に対する厳罰化が目指されていた。しかし、上記の最高裁判決を受けて、松井一郎大阪府知事（維新の会幹事長）と橋下徹大阪市長（維新の会代表）は、加重処分などの規定も含めて、同条例案を見直す意向を明らかにした（朝日・東京 1/17、東京・東京 1/17）。

以後、同条例案をめぐって維新の会と大阪府教育委員会との攻防が続く。府教委は、1 月 20 日に同条例案の対案を提示し、判決を踏まえて「3 回違反時は分限免職」とした項目を削除するなど、維新の会案の見直しを迫った（毎日・東京・夕 1/20）。それに対して松井知事と橋下市長は 2 月 8 日に、その項目は残す方針を確認した（赤旗 2/9）。

教育行政にも動きがみられた。府立学校での卒業式をおよそ 1 ヶ月前に控えた 1 月 17 日、府教委は府立学校の全校長を集めた臨時校長会を開き、中西正人教育長が府立学校全教員約 1 万 3 千人に対して君が代の起立斉唱を求める職務命令を出した。また、大阪市教育委員会は 2 月 15 日に、市立学校と幼稚園の教職員に関して、校長と幼稚園長に同様の職務命令を出すよう教育長名で通知した。両者とも上述した「君が代起立条例」を踏まえた措置で、命令に違反すれば地方公務員法に基づく懲戒処分の対象であることが伝えられた（朝日・東京 1/18、大阪日日・大阪 2/17）。

2 月 28 日には、大阪市の「君が代起立条例」が成立した。市議会において維新の会議員数は過半数に達していないため成立が難しいとされていたが、自民党と公明党が「服務規律の厳罰化」を外すことなどで、修正案に合意した。府条例で市立学校教職員も対象となっているため独自の条例制定は不要としていたが、橋下市長が「市の意識を明確にする意義がある」として提案していた（朝日・東京 2/29、毎日・東京 2/29）。

3. 大阪の卒業式

最後に、教育現場の動向をみてみよう。大阪府と大阪市の「君が代起立条例」が成立し、府教委教育長から府立学校全教員に起立斉唱の職務命令が出されて初めての卒業式を府内各地で迎えた。2 月 24 日、最も早く卒業式を開催した大阪の府立高校 32 校のうち、6 校 8 人の教職員が君が代斉唱時に起立しなかったと府教委は発表した（毎日・大阪 2/25）。発表された不起立者はその後も増え続け、2 月末までに 14 校 17 人の教職員が不起立だったと

して、府教委は 3 月 9 日に 17 人全員に戒告を言い渡した。そして、戒告を受けた教職員には、30 分間の研修を実施し「今後は上司の職務命令に従う」という誓約書に署名・捺印を求めた。結局、2011 年度の最終的な処分は 32 人（全員戒告）を数え、過去に大阪府で君が代をめぐって懲戒処分を受けたのは全 6 人であるため、前例のない大量処分となった（朝日・東京 3/10、毎日・東京・夕 3/10、毎日・東京 3/28）。

また、卒業式での君が代起立斉唱をめぐって大々的に取り上げられた事例として、大阪府立和泉高の校長による口元チェックがあった。これは、君が代斉唱の際、起立だけでなく斉唱もおこなっているか教職員の口元を点検し、口が動いていないと判断した教職員に対して式典後に確認をとったものである。確認したところ、1 人が「起立だけでよいと思った」と歌っていないことを認めた（東京・東京・夕 3/13、朝日・東京 3/14）。不斉唱の教員を府教委に報告したのは初めてで、その処分に注目が集まっていたが、府教委は 3 月 23 日、不起立に比べて不斉唱に対する確実な判断は難しいとのことから処分を見送った（朝日・東京・夕 3/23）。

おわりに

これまでみてきたように、現状の司法判断は“君が代起立斉唱命令は思想・良心の自由に反しない”とのことである。この判断に基づき、立法・行政において“君が代起立斉唱の徹底”を目指したのが東京・大阪であり、特に大阪の徹底ぶりは顕著であったといえる。

3 月 23 日、大阪府議会は「教育基本条例案」を修正した「職員基本条例」など 3 条例を可決・成立した。「職員基本条例」では先述したとおり、不起立など職務命令違反した場合は戒告、同一命令を 3 回違反した際には分限免職になることが明記された。処分は戒告が妥当とされた最高裁判決に対して、さらに厳罰化へ踏み込んだかたちである（朝日・東京 3/24、読売・東京 3/24、毎日・東京 3/24）。

これで大阪では、公立学校教職員の君が代起立斉唱が義務づけられたとともに、それに違反した際の処分規定が法的に定められた。終戦からおよそ 45 年の間、強制ではなかった公立学校での君が代起立斉唱という「慣例」が、ここ 20 年くらいの間で法律化されているという戦後の流れを考えると、この条例成立は、処分規定まで定められたという意味で今後大きな意味をもつだろう。

大阪における条例化と厳罰化について、一般市民のなかには他地域においても必要といった声も聞かれる。一方で、現時点では、大阪と同様に条例化・厳罰化を目指しているところを見ることはできないし、君が代起立斉唱を拒んでも問題化していない地域もある（中日・名古屋 1/17）。今後どのように波及するのか、今しばらく注意していきたい。

[文責・齋藤知明]